家計急変世帯向け奨学のための給付金制度のご案内(令和6年度版)

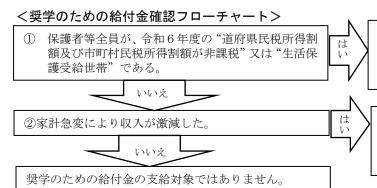
1. 制度の概要

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減す るため、高校生等がいる低所得世帯に対する、奨学のための給付金の制度がありますが、災害 等により家計が急変し、収入が非課税相当となる世帯に対しては家計急変世帯向け奨学のため の給付金が支給されます。この奨学のための給付金は、返還の必要がありません。

く家計急変とは>

保護者等が失職等による収入の減などのため、収入状況が急変して高校生等の教育に必要な経費 の支出が困難となった場合を指します。ただし、災害などに起因しない定年退職などの場合は対象 外となります。

なお、家計急変世帯としての給付金は、下記「2.支給要件」を満たす方が対象となります。



【通常の奨学のための給付金】の対象です。

令和6年度の税情報または生活保護受給証明書等に より支給要件を確認します。家計急変の状況が確認で きる書類を提出する必要はありません。

【家計急変世帯向け奨学のための給付金】の対象です。 家計急変の収入等の状況が確認できる書類により支 給要件を確認します。その結果、非課税に相当する世 帯と認められれば、給付金の支給対象となります。

※ 裏面の4をご覧ください。

2. 支給要件

基準日時点で以下の全てに該当する場合、支給対象となります。

令和6年7月1日までに家計が急変した場合は、令和6年7月1日が基準日となり、令和6 年7月2日以降に家計が急変した場合は、申請のあった月の翌月(但し、申請日が月の初日で あるときは、申請のあった月)の1日が基準日となります。

- 高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科修学支援金の各支援金の受給資格要件を 満たす者であること。(基準日時点で実際に各支援金を受給していない者も含みます)
 - ※特別支援学校高等部の生徒の場合、支給対象外
 - ※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等は除く)が 措置されている生徒の場合、支給対象外
- 〇 保護者等が茨城県に在住していること。
 - ※保護者等が茨城県外に在住している場合の申請先などについては、学校事務室へお問い合 わせください。
- S計急変後の保護者等の世帯が、「道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税 に相当すると認められる世帯」であること。
 - ・非課税に相当すると認められる世帯の日安

保護者等全員の家計急変後の1年間の年収見込額を推計し、支給対象となるか判断します。

世帯構成	2人世帯	3人世帯	4 人世帯	5 人世帯	
年収見込(目安)	約 204 万円以下	約 221 万円以下	約 271 万円以下	約 321 万円以下	
※世帯員数がこの表に該当しない場合は 学校事務室へお問い合わせください。					

〇 基準日に在学していること。

※高校生等が休学している場合の取扱いについては、学校事務室へお問い合わせください。

○ 高校生等1人につき、**支給回数上限に達していない**こと。

※各年度1回(全日制は通算3回、定時制・通信制は通算4回)、学び直し支援金対象者 は、追加で1回(定時制・通信制は追加で最大2回)。専攻科の生徒は、通算最大2回。

3. 支給額【高校生等1人あたり】

① 令和6年7月1日までに家計が急変し、学校が定める期限までに申請した世帯の場合 (年額)

X	通信制以外	通信制	
	第1子	122, 100	
道府県民税所得割額 及び		円	50,500円
市町村民税所得割額 が非課税	第2子以降	143, 700	
に相当すると認められる世帯		円	
	専攻科に通う生徒	50, 500円	

② 令和6年7月2日以降に家計が急変した世帯の場合

上表の年額に、申請があった日の属する月の翌月(申請日が月の初日であるときは、その日の 属する月)から令和7年3月までの月数を乗じて得た額を12で除した金額(円未満切捨)

※例…令和6年8月10日に家計が急変した世帯が同月28日に申請し、第1子単価の支給を受ける場合 の支給額(9月1日が基準日)

(9月~3月) → 7ヶ月間 ······ 122, 100円×7/12 = 71, 225円

- ※1「(国公立)奨学のための給付金 対象者及び支給額等確認シート」も併せてご確認ください。
- ※2 支給対象者のうち、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度購入が 必要である場合は、加算額支給の対象となる可能性がございますので下記までご連絡ください。

4. 家計急変の状況を確認するための書類等について

家計急変の状況を確認し、家計急変発生後1年間の年収見込みを推計するため、以下のような 書類の提出が必要です。また、より詳しい状況の確認のため、<u>必要な書類を追加で提出いただく</u> 場合があります。(※家計急変発生時から申請時までや、審査中に再就職をして、収入がある場合、世帯状況について確認が必要な場合 等)

- ① 奨学給付金に係る家計急変状況申出書
- ② 家計急変の発生事由を証明する書類

例…離職票、雇用保険受給資格証、解雇通知書、破産宣告通知書 など

- ③ 家計急変前及び家計急変後の収入が確認できる書類
 - 例…市町村の課税証明書(家計急変前)、会社の給与支払見込証明書、税理士又は公認会計士が作成した事業収支が確認できる書類 など(家計急変後)
- ④ 保護者等の扶養親族の人数、年齢を確認するための書類

例…扶養親族分の健康保険証の写し 世帯構成誓約書 など

※申請書等、提出書類の詳細は、在学する学校事務室でご確認ください。

5. 支給時期の目安

申請書受付後、2~3か月程度かかる予定です。(審査状況により前後する可能性があります)

6. 申請方法

受給するには申請の手続きが必要ですので、事務室へご連絡ください。

保護者等が茨城県内に在住している場合は、「茨城県国公立高等学校等奨学給付金(家計急変) 受給申請書」に記入後、必要書類を添付し、学校へ提出してください。

保護者等が茨城県外に在住している場合の申請先などについては、学校事務室へお問い合わせください。

お問い合わせ先:鬼怒商業高等学校 事務室【0296-32-3322】

土日・祝日をのぞく平日8:30~17:00